

市 町 村 長
各 一部事務組合管理者 殿
広 域 連 合 長

岩手県市町村総合事務組合
管理者 鈴 木 重 男
(公 印 省 略)

市町村職員退職手当支給条例の運用方針の一部改正について（通知）
本組合の運営につきましては、平素格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、みだしのことについて、下記のとおり改正いたしましたので、今後の取扱いにつ
いて御留意くださるようお願いいたします。

記

市町村職員退職手当支給条例の運用方針（平成12年 2 月 24 日岩総合第908号）の一部を
次のように改正し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

改 正 前	改 正 後
第15条関係 1 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、条例第15条第 1 項ただし書に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合 2～6 (略)	第15条関係 1 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、条例第15条第 1 項ただし書に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 過失（重過失を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合 2～6 (略)
第16条関係 1 (略) 2 条例第16条第 2 項第 1 号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額	第16条関係 1 (略) 2 条例第16条第 2 項第 1 号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額

改正前	改正後
を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が<u>禁錮</u>以上の刑に当たるものであるときをいう。 3～6（略）	を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たるものであるときをいう。 3～6（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	